

2025年2月14日

各位

会社名 株式会社 E M システムズ
(登記上の商号 株式会社イーエムシステムズ)
代表者名 代表取締役社長執行役員 國光 宏昌
(コード番号 4820 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員経営戦略本部長 小林 大悟
(TEL 06-6397-1888)

役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、2018年6月19日開催の第35期定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度及び監査等委員である取締役の報酬額の改定を決議し、2025年3月28日開催予定の第42期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に譲渡制限付株式報酬制度及び監査等委員である取締役の報酬額の改定に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定 (1) 譲渡制限付株式報酬制度改定の理由

当社は、2018年6月19日開催の第35期定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本1.において「対象取締役」という。）に対して支給する報酬としての金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）の総額を年額58百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を年48,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とご承認いただきました。その後2020年1月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことに伴う調整として、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総数を年96,000株以内に変更しております。

今般、当社における役員報酬制度の見直しの一環として、当社の企業価値の更なる向上を目指してインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度の改定を行うことといたします。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度改定の概要

当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする従来の「勤務継続型」に加え、勤務継続のうえで当社取締役会が予め設定した経営評価指標達成を譲渡制限解除の条件とする「経営指標要件型」の譲渡制限付株式報酬を新たに導入いたします。

本譲渡制限付株式報酬制度の改定に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、「勤務継続型」と「経営指標要件型」を合わせ、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額140百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を年100,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとします。

また、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、改定後の譲渡制限付株式報酬制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、「勤務継続型」及び「経営指標要件型」のいずれも、本割当契約により割当を受けた日より50年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

①勤務継続型

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

②経営指標要件型

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあり、かつ、当社の取締役会が予め設定した経営評価指標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（2）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

2. 監査等委員である取締役に対する報酬額及び譲渡制限付株式報酬改定

(1) 報酬額及び譲渡制限付株式報酬改定の理由

当社は、2018年6月19日開催の第35期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額は、月額2百万円以内と決議していただき現在に至っております。また、譲渡制限付株式付与のために監査等委員である取締役（社外取締役を除く。以下、本2.において「対象取締役」という。）に対して支給する金銭報酬債権の総額を年額2百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を年2,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とご承認いただきました。（以下、本2.において、同定時株主総会における当該議案に関する決議を「当初決議」という。）その後、2020年1月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことに伴う調整として、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総数を年4,000株以内に変更しております。

今般、当社の一層のコーポレートガバナンス体制強化のため、監査等委員である取締役の増員、職責にふさわしい報酬水準及び当初決議以降の当社株価推移等を総合的に勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を改定いたします。加えて、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、対象取締役に對し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を増額するとともに、発行又は処分される当社の普通株式の上限を増数することといたします。

(2) 報酬額及び譲渡制限付株式報酬改定の概要

当社の監査等委員である取締役の報酬額を月額4百万円以内に改定いたします。

また、対象取締役に對し支給する金銭報酬債権の総額を年額14百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を年10,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と改定いたします。なお、以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更は生じないものといたします。

以上